

## 民法改正（相続）と相続対策 ～遺言執行者の権限の明確化～（その6）

自筆証書遺言の方式緩和や法務局での保管制度の創設など、遺言書に関連する改正が行われることになりました。今回は、遺言書に書く項目のうち、必須と考えられる遺言執行者の権限の明確化について解説します。

## 1. 遺言執行者の権限の明確化等

## (1) 通知義務（民法1007条②）

遺言執行者に就任した者がその任務を開始したときは、相続人に対し遅滞なく遺言の内容を通知すべきとされました。

## (2) 特定遺贈の場合の遺言執行（民法1012条②）

「遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる」と定めています。たとえば、不動産について特定遺贈があった場合、遺言執行者は不動産の所有権移転登記を行う権限を有しているから、受遺者と共同で所有権移転登記を行うこととなります。預貯金債権の移転についても遺言執行者の権限に含まれます。

## (3) 特定財産承継遺言

「遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言」を特定財産承継遺言（民法1014条②）と定義しました。

## ① 不動産の場合

「遺言執行者は、当該共同相続人が第899条の2第1項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる」（民法1014条②）と定めています。したがって、遺言執行者は、「相続させる」旨の遺言を執行する場合、対抗要件を備える行為についてはその権限に含まれることとなります。

一方、特定の不動産を「相続させる」旨の遺言がされた場合において、登記実務上、不動産登記法63条2項により、不動産を取得する相続人が単独で登記申請することができることとされており、遺言執行者の権限として、不動産登記を行う権限はない（最高裁判決：平成7年1月24日）こととなります。

以上のことから、相続人が所有権移転登記手続を怠っているなどの事情がある場合に、遺言執行者の権限として単独で登記申請を行うことができる可能性が考えられます。

## ② 預貯金債権の場合（民法1014条③）

「前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる。ただし、その解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る。」と定めています。そのため、「〇〇銀行の△支店の普通預金口座のうち、500万円を長男甲に相続させる」というように、特定財産承継遺言であっても、特定の預貯金口座の一部が目的物となっている場合には、遺言執行者は解約手続を行うことができません。一方で、特定財産承継遺言の対象となっている部分（上記の遺言の例では500万円）についての払戻手続については行うことができます。

## (4) 遺言執行者の復任権（民法1016条）

民法改正前は、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができないとし、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときはこの限りではないとしていました。そのため、遺言者が遺言に「遺言執行者は、その業務を第三者に委任することができる。」と記載するなどして、第三者に遺言執行を任せられるようにしていました。

改正後の民法は、「遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。」と定めています。

今後は、家族等が遺言執行者に指定されていても、遺言書に別段の意思表示がされていなくても、弁護士などの専門家に業務を委託することができるようになります。

## 2. 適用関係

改正項目	適用開始時期
通知義務（民法1007条②）	令和1年7月1日前に開始した相続でも、同年7月1日以後に遺言執行者となる者にも適用される。（附則8①）
特定遺贈の場合の遺言執行（民法1012条②）	
特定財産承継遺言（民法1014条②③）	令和1年7月1日前にされた特定の財産に関する遺言に係る遺言執行者による執行については、適用されない。（附則8②）
遺言執行者の復任権（民法1016条）	令和1年7月1日前にされた遺言における遺言執行者の復任権については従前の例による。（附則8③）

（文責：山本和義）